
． 保険制度	
- 1 保険制度の概要	2
- 2 保険契約者保護機構	11
- 3 販売方法等に関する動向	22
<参考> 保険法について	28
． 生命保険の仕組み	
- 1 保険料の仕組み	30
- 2 配当金の仕組み	32
． 生命保険・年金保険	
- 1 生命保険の分類と種類	33
- 2 保障に重点を置く保険	34
- 3 保障と貯蓄性を組み合わせた保険・貯蓄性に重点を置く保険	44
- 4 生前給付保険	45
- 5 医療保障商品	48
- 6 個人年金保険等	54
- 7 財形制度の保険	60
- 8 民営化前の簡易生命保険等	62
- 9 共済	68
． 生命保険契約と約款	
- 1 契約の成立と継続	75
- 2 約款貸付（「契約者貸付」と「自動振替貸付」）	80
- 3 契約内容の変更（「払済保険」「延長（定期）保険」他）	82
- 4 保険金の支払	86
． 生命保険設計	
- 1 死亡に伴うリスク	88
- 2 病気・ケガに伴うリスク	99
- 3 長生きに伴うリスク	102
- 4 保険証券の読取り	104
- 5 ライフステージ別の保険設計	114
- 6 保障の見直し	118

・ 生命保険の活用	
- 1 個人の生命保険活用法 - 相続対策	121
- 2 法人の生命保険活用法 - 人的リスクマネジメント	136
・ 損害保険	
- 1 損害保険の仕組み	156
- 2 火災保険と地震保険	160
- 3 自動車保険	173
- 4 傷害保険	184
- 5 積立型保険 - 年金払積立傷害保険等	191
- 6 賠償責任保険等	195
- 7 保険証券の読取り	205
- 8 リスクマネジメント	209
・ 個人契約の生命保険と税金	
- 1 生命保険料控除	217
- 2 保険金を受け取った場合の課税関係	227
- 3 高度障害保険金、給付金等を受け取った場合の課税関係	235
- 4 解約返戻金を受け取った場合の課税関係	238
- 5 個人年金保険の年金を受け取った場合の課税関係	239
- 6 生命保険契約・定期金に関する権利の相続税評価額	246
・ 法人契約の生命保険と税金	
- 1 決算書類と仕訳の仕方	250
- 2 法人契約の保険料支払時の税務取扱い(1) 定期保険	253
- 3 法人契約の保険料支払時の税務取扱い(2) 終身保険	255
- 4 法人契約の保険料支払時の税務取扱い(3) 養老保険	257
- 5 法人契約の保険料支払時の税務取扱い(4) 個人年金保険	261
- 6 法人契約の保険料支払時の税務取扱い(5) 長期平準定期保険	263
- 7 法人契約の保険料支払時の税務取扱い(6) 遡増定期保険	266
- 8 法人契約の保険料支払時の税務取扱い(7) 医療保険・がん保険	269
- 9 法人契約の生命保険に係る配当金、配当金利息の税務取扱い	271
- 10 法人契約の生命保険により死亡保険金・満期保険金・解約返戻金・ 給付金を受け取った場合の税務取扱い	272
- 11 法人契約の生命保険を契約転換した場合の税務取扱い	277

- 12 法人契約の生命保険を名義変更した場合等の税務取扱い 279
- 13 適格退職年金・特定退職金共済制度・中小企業退職金共済制度の
内容および税金の取扱い 283
- 14 総合福祉団体定期保険の内容および税金の取扱い 285

. 損害保険と税金

- 1 地震保険料控除 287
- 2 個人事業主・法人が損害保険契約の保険料を支払った場合の取扱い.. 290
- 3 満期返戻金を受け取った場合の取扱い..... 295
- 4 損害保険金を受け取った場合の取扱い..... 297
- 5 保険差益の圧縮記帳 302
- 6 法人が積立普通傷害保険に加入した場合の税金の取扱い 304
- 7 介護費用保険の保険料を支払った場合の税金の取扱い 308
- 8 雑損控除と災害減免法の内容と相違点..... 311

- 4 保険証券の読取り

1. 定期付終身保険

保険種類 5年ごと利差配当付終身保険		契約日 平成14年(2002年)5月1日		被保険者年齢 40歳	主契約の 保険料払込期間 60歳払済	証券番号 A3-45678
お支払いする主な保険金等の内容(主契約の被保険者が該当された場合)						
死亡または約款所定の高度障害のとき 2022年4月30日まで 35,000,000円* ただし、不慮の事故の場合は右の金額となります。 2022年4月30日まで 38,000,000円* 2022年4月30日までに死亡または約款所定の 高度障害のとき 特約基本年金額 3,000,000円 (支払回数5回) 特定の疾病により約款所定状態になられたとき 5,000,000円						
主契約 5年ごと利差配当付特約	死亡(高度障害)保険金額 5,000,000円		保険期間の終期 終身			
	定期保険特約 60歳満期 特約保険金額 25,000,000円		特約保険期間の終期 2022年4月30日			
	特定疾病保障終身保険特約 特約保険金額 5,000,000円		終身			
年金払定期保険特約(5回支払) 60歳満期 特約基本年金額 3,000,000円		2022年4月30日				
無配当特約	傷害特約 本人型 災害保険金額 3,000,000円					
	災害入院特約 本人型 入院給付金日額 5日目より 5,000円					
	疾病入院特約 本人型 入院給付金日額 5日目より 5,000円					
	通院特約 本人型 通院給付金日額 3,000円					
	成人病特約 入院給付金日額 5日目より 5,000円					
	長期入院特約 長期入院給付金日額 5,000円					
	*特約保険期間の終期 2042年4月30日					
その他の特約・特則	リビング・ニーズ特約 保険料口座振替特約	説明	*特定疾病保障終身保険特約の特約特定疾病保険金のお支払い後は、特約特定疾病保険金額を差し引いた金額となります。 主契約の保険料払込期間経過後において、払込むべき各特約の保険料は、一括して前納する必要があります。 なお、会社の定めるところにより分割して前納または保険料を毎年払込む方法も選択できます。保険料の払込がない場合、本保険証券に記載された内容にかかわらず、主契約の保険料払込期間満了時をもって特約は解約されたものとします。 この保険契約は、高額割引の高額判定に関する規定が適用されております。合算対象契約が解約・減額・契約者変更・保険料の振込満了等となった場合、保険料は変更されることがあります。 主契約の予定利率は年2.15%です。			
			特別条件を付加した場合の特約・特則			
保険料						社員配当金支払方法 利息をつけて積立 ・配当金は変動(増減)し、運用実績によっては支払われないこともあります。
支払方法 年払 払込満了 60歳 払込期月 毎5月 (1日から末日)						
主契約保険料 152,350円						
特約保険料 424,356円						
お払いいただく合計保険料 576,706円						

(1) 保険証券の読取りのポイント

保険証券の読取りには、「保険料はいつまでいくら支払うか」「どんなときに、どの保険や特約から、保険金や給付金がいくら支払われるか」ということがポイントになります。

保険種類	5年ごと利差配当付(定期特約付)終身保険
保険料はいくらか	年払 576,706 円
保険料はいつまで支払うか	払込終了 60 歳(払込期間 20 年)
保険料払込終了後の特約保険料の取扱いはどうなるか	60~80 歳の特約保険料は、主契約の保険料払込期間経過後に一括前納することが必要(分割または年払の方法も選択できる)
主契約の保険金額はいくらか	500 万円
特定疾病保険金はいくら付加されているか(特約)	500 万円
病気で死亡した場合の保険金(普通死亡保険金)はいくらか	60 歳前に、特定疾病保険金を受け取ることなく病気で死亡した場合に支払われる死亡保険金は との合計額 一時金受取 500 万円(主契約) + 2,500 万円(定期保険特約) + 500 万円(特定疾病保障特約) = 3,500 万円... a 年金受取 300 万円(年金払定期保険特約) × 5 回 = 1,500 万円... b
不慮の事故等で死亡した場合の保険金(災害死亡保険金)はいくらか	特定疾病保険金を受け取った後、60 歳前に事故で死亡した場合に支払われる死亡保険金は との合計額 一時金受取 上記 の a - 500 万円(特定疾病保障特約) + 300 万円(傷害特約) = 3,300 万円 年金受取 上記 の b

(2) 主契約である終身保険の保険料払込方式の区分

平準保険料払込方式 = 払込期間中、保険料は一定です。

ステップ保険料払込方式 = 保険期間の途中で、保険料が上がります。

更新型の定期付終身保険において、定期特約部分の更新と同じ時期に終身保険の保険料が上がる(= 「ステップ前の期間」と「更新までの定期特約期間」が同じ) 場合もありますが、終身保険部分の「更新ではない」ので注意が必要です。

2. 個人年金

契約日(保険期間の始期) 平成2年11月1日	保険 期間 70歳	保険料払込 期間 60歳払込済	保険料払込方法 (回数) 年12回	保険料払込期月 毎月	社員配当金支払方法 年金開始日前 積立 年金開始日後 増加年金買増
保険種類 個人年金保険	年金開始日 平成30年11月1日	被保険者年齢 32歳	保険料 契約日から28年間	16,530円	

お支払いする年金額

32歳ご契約 保険料お払込期間 お払込満了 60歳

主契約(基本年金年額)60万円

60歳年金開始 年金お支払期間10年間 70歳

お支払いする保険金・給付金

保険金・給付金の内容		
入院保障特約	70歳満了	災害・疾病入院給付金(基準日額) 1日につき5,000円

年金開始日以前の社員配当金は、年金開始日に10年確定年金定額型の増額年金の買増しに充当します。

その他の特約	個人年金保険料 税制適格特約
--------	-------------------

(1) 保険証券の読取りのポイント

個人年金保険の保険証券の読取りには、「保険料はいつまでいくら支払うか」「いつからいつまで、いくら年金が支払われるか」「その他、どんな特約が付加されているか」ということがポイントになります。

年金種類	10年確定年金
保険料はいくらか	月払 16,530 円
保険料はいつまで支払うか	主契約の保険料払込は 60 歳で終了
生命保険料控除の取扱いはどうなるか	<ul style="list-style-type: none">・主契約の保険料は個人年金保険料控除の対象・入院保障特約の保険料は一般生命保険料控除の対象
年金受取開始前に死亡したときはどうなるか	年金開始前に死亡したときは死亡給付金が支払われる
年金はいつからいつまで受け取れるか	60 歳から 10 年間
年金はいくら受け取れるか	基本年金年額 60 万円（増額年金、増加年金除く）
年金受取期間中に死亡したときはどうなるか	年金受取期間中に被保険者が死亡したときは残存期間の年金（その時点の年金現価相当額の一時金受取も可）が遺族に支払われる（確定年金であるため）
入院保障特約はいつまでか	入院保障特約の保障期間は 70 歳まで 年金受取期間中も入院保障特約を継続する場合は、その期間分の特約保険料については別途支払が必要
社員配当金は引き出せるか	社員配当金は引き出すことができない（税制適格特約が付加されているため）
年金額の減額したときの取扱いはどうなるか	年金額を減額（一部解約）した場合の解約返戻金は年金開始まで保険会社に積み立てられる（税制適格特約が付加されているため）

《練習問題》

計算問題 1

現在 45 歳の小沢さんは、5 年前から下記の内容の生命保険契約に加入している。

主契約	終身保険	5,000,000 円	保険期間 終身
特約	定期保険特約	15,000,000 円	保険期間 60 歳まで
	特定疾病保障定期保険特約	5,000,000 円	保険期間 60 歳まで
	収入保障保険特約 (10 回支払)	1,200,000 円	保険期間 60 歳まで
	傷害特約	3,000,000 円	保険期間 80 歳まで

(設問 A) 特定疾病保障保険金を受け取ることなく、今から 10 年後に肺炎で死亡した場合に支払われる死亡保険金はいくらか。

(設問 B) 今から 18 年後に交通事故で死亡した場合に支払われる死亡保険金はいくらか。

計算問題 2

下記の内容のガン保険に加入している人が、肺ガンと診断され、約款に定められた肺切除手術 (給付倍率 40 倍) を受けるとともに、継続して 130 日間の入院をした場合、受け取ることができる保険金・給付金の合計金額はいくらか。

ガン入院給付金	日額 10,000 円 ガンで入院のとき、入院の日から退院の日までガン入院給付金を支払います。
ガン手術給付金	ガンで所定の手術を受けたとき、手術種類に応じてガン入院給付金日額の 10 倍・20 倍・40 倍の手術給付金を支払います。
ガン診断給付金	100 万円 ガンと診断確定され治療・入院を開始したとき、ガン診断給付金を支払います。
死亡保険金	ガンで死亡したとき、ガン入院給付金日額の 50 倍 (ガン以外で死亡したとき、ガン入院給付金日額の 10 倍) の死亡保険金を支払います。

計算問題3

下記の内容の生命保険契約に加入している場合、現在、以下の保険事故が発生したときに受け取る金額はそれぞれいくらか。いずれもそれまでに保険事故は一切発生していないものとする。

主契約	終身保険	保険金額	200万円
特約	定期保険特約	保険金額	1,800万円
	特定(3大)疾病保障定期保険特約	保険金額	500万円
	災害割増特約	保険金額	1,000万円
	災害入院特約(本人型) 5日目から	日額	5,000円
	疾病入院特約(本人型) 5日目から	日額	5,000円
	短期入院特約(本人型)	日額	5,000円
	生活習慣病入院特約(本人型) 5日目から	日額	5,000円
	通院特約 *退院日の翌日から120日以内	日額	3,000円

(注)生活習慣病入院特約には手術給付金はないものとする。

(設問A) 胃がんと診断され、50日間入院し、手術(給付倍率20倍)を受けた後、退院の翌日から週1回ずつ10日間通院した。

(設問B) がん・急性心筋梗塞・脳卒中以外の病気で死亡した。

計算問題1

(設問A)

60歳前に、特定疾病保障保険金を受け取ることなく、病気(特定疾病でも特定疾病以外でも同様)で死亡した場合に支払われる死亡保険金は と の合計額

一時金受取

$$500 \text{万円 (主契約)} + 1,500 \text{万円 (定期保険特約)} + 500 \text{万円 (特定疾病保障特約)} \\ = \underline{2,500 \text{万円}}$$

年金受取

$$120 \text{万円 (収入保障保険特約)} \times 10 \text{回} = \underline{1,200 \text{万円}}$$

(設問B)

60歳以降80歳までに災害で死亡した場合に支払われる死亡保険金は

$$500 \text{万円 (主契約)} + 300 \text{万円 (傷害特約による災害死亡保険金)} = \underline{800 \text{万円}}$$

計算問題 2

ガン入院給付金：10,000 円 × 130 日 = 130 万円

ガン手術給付金：10,000 円 × 40 倍 = 40 万円

ガン診断給付金：100 万円

+ + = 270 万円

計算問題 3

(設問 A)

胃がんと診断されたことにより、特定疾病保障定期保険特約から特定疾病保険金 500 万円 が支払われる。

入院したことにより、以下の入院給付金が支払われる。

1 ~ 4 日目の入院 短期入院特約から 5,000 円 × 4 日 = 2 万円

5 ~ 50 日目の入院 疾病入院特約から 5,000 円 × (50 日 - 4 日) = 23 万円

生活習慣病入院特約から 5,000 円 × (50 日 - 4 日) = 23 万円

手術を受けたことにより、疾病入院特約から以下の手術給付金が支払われる。

5,000 円 × 20 倍 = 10 万円

通院したことにより、通院特約から以下の通院給付金が支払われる。

3,000 円 × 10 日 = 3 万円

+ + + = 561 万円

(設問 B)

200 万円 (終身保険) + 1,800 万円 (定期保険特約) + 500 万円 (特定疾病保障定期保険特約) = 2,500 万円

特定疾病保障保険は、特定疾病保険金を受け取る前に他の原因で死亡したときは、特定疾病保険金と同額の死亡保険金が支払われる。

病気死亡 (普通死亡) なので、災害割増特約からは保険金が支払われない。